一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案及び電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達案に対する意見公募の結果について

令和８年５月２９日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案及び電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達案について、以下のとおり意見募集を実施いたしました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 実施期間等

（１）意見募集期間

令和８年３月３１日（火）～ 令和８年４月２９日（水）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」に掲載

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

（１）意見提出件数

１１件

（２）いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙参照

問い合わせ先
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
電話 ０３－３５０１－１７４８（直通）
ホームページ https://www.meti.go.jp/

いただいたご意見に対する考え方

No.	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
1	・一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令第一条において、「次の表のように改める。」と端的に規定しているが、他の府省令においては、例えば、「次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。」というように傍線の摘要についても規定しているが、同じように改正する必要はないのか。P18で「様式第一第一表・・・を次のように改める。」と更に改正を重ねているが、前者の「次の表のように改める。」とした段階で改正する必要はないのか。仮に書き分けるのであれば例えば前者について「本則中」といった限定をかけて明確に書き分けるべきではないか。 ・一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第六条第一項中「『物価等』の変動に伴う費用の増減額」と規定しているが（Ｐ６ほか）、この『物価等』の「等」は何を指しているのか不明瞭であるため定義すべきではないか。 ・一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第六条第三項第五号中「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する法律」を加える改正をしているが（Ｐ８ほか）、地方税法について「法人税割」に限定しているように、こちらも「防衛特別法人税」に限定する必要はないか。また、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令第四条による改正後のみなし小売り電気事業者部門別収支計算規則別表第１の７においては「法人税等（法人税、地方法人税、『防衛特別法人税』、法人税割及び法人税等調整額に限る。）」と規定しており国税と地方税に分けて規定しているところ（P37）、なぜ、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第六条第三項第五号では地方税の後ろで「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する法律」を規定しているのか。国税と地方税というまとまりからも外れており、また、地方法人税法と地方税法の並びからも法律番号順としている規定ではないところ、どのような整理に基づいてこのような規定としているのか。 ・一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第十二条第一項中「・・・の実績値と『当該実績値等』を用いて合理的な方法により推計した・・・」と規定しているが、この『当該』が指し示す『実績値等』が直前に出てこないところ規定として不適切ではないか。また、そもそも『実績値等』の「等」は何を指しているのか不明瞭であるため定義すべきではないか。 ・一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第十二条第一項中「・・・乖離値（第三区分費用については、・・・に係る『乖離値』に限る。）を、・・・」と規定しているが、この『乖離値』は単に『もの』と規定すればよいのではないか。仮に現行規定であるためこの点原案を維持するということであれば、同項中「・・・の承認を受けた収入の見通し（同条第四項の・・・、その変更後の『もの』。以下・・・）」として改正している箇所については規定の平仄から『もの』を用いないで規定すべきではないか。	・他省令の規定も踏まえ、「次の表のように改める。」との記載としています。また、様式については本則とは別規定であるため、P18のとおり個別に改正規定を設けています。 ・省令において「等」を付した用語が用いられる例は一般に存在するものと承知していますが、「物価等」は、物価や雇用者所得等の費用変動要因を念頭に置いています。 ・「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する法律」については、一般送配電事業者において参照する税が同法の「防衛特別法人税」であることが明らかであるため、限定をしていません。また、列挙順については、税や法の性質・目的等を踏まえて規定しています。 ・「当該」は直前の実績値を受けるものであり、「実績値等」は、当該実績値に加え、関連する情報等を踏まえて算定されるものを含む趣旨で用いています。なお、省令において「等」を付した用語が用いられる例は一般に存在するものと承知しています。 ・「乖離値」については、今回改正を行う箇所ではないため、ご参考にさせていただきます。「もの」については、一般的な指示語として用いているものであり、文脈に応じて適切な用語を用いています。

2	防衛特別法人税」を電気事業者に課す（電気代に上乗せ）という新案だが、 そもそもの 専守防衛を破った軍国化が、違憲行為、非人道行為のはず。 この様な税金を課す事自体 反対する。 「防衛」と言えば 幾らでも金を搾り取れると思ったら大間違いだ。	今回の意見募集の対象ではありませんが、参考にさせていただきます。
3	絶対反対です。 防衛特別法人税などそもそも不要です。代わりにまともな外交をしてほしい。まともな外交のできる人間を首相に、閣僚に立ててほしい。 以下少々賛否そのものからは離れますが、世界の要人の前で馬鹿踊りを踊り、古いジャパニメーションのしぐさを一緒にやってもらったところで結局ハラの中では徹底的にバカにされ、もはや豊かとは到底いえない国家予算から膨大な額を実質的に献金させられるだけです。 要は高市早苗は外交的敗北を繰り返していて、かつそれに気づくだけの頭がない。敗北に気づくことができないなら誰だって常勝将軍です。 ろくな外交もできないのに、そして民間は貧富の格差の拡大に喘ぎ貧困層が増大し物価高に苦しみ、医療支援や公的保障はじりじりと削られているのに、なぜその一方で軍事費だけを上げようとするのか。 このバランスの崩壊は貧困独裁国への道です。いわゆる「北朝鮮みたいな国」にまた一歩近づこうとしている。 生活を軽視し軍事力を高め権力者と国家に近い大企業だけが潤い庶民は常に逼迫している。こんな国に誰がした。この上、罪の上塗りはやめろ。 言いたいのはそれだけです。	今回の意見募集の対象ではありませんが、参考にさせていただきます。
4	防衛特別法人税を電力事業者に課すことに反対です。 防衛費・軍事費拡大に反対です。 防衛費・軍事費拡大ではなく、諸外国と健全な友好関係築く努力をし、社会福祉のためにお金を使用してください。	今回の意見募集の対象ではありませんが、参考にさせていただきます。
	【意見１】 ・該当箇所 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部改正全般 について ・意見内容 改正省令の施行にあたっては、消費者に対する周知を徹底してください。	

5	・理由 日々の暮らしには欠かすことのできない電気の供給において、送配電事業が果たしている役割は大変重要であり、近年の物価等上昇の影響、金利の上昇、工事施工会社等の賃金上昇の必要性等により、今回の措置に至ったことは理解しました。 ただし、電気料金を通して託送料金を負担する消費者に対して、制度の変更の周知、それによりいつからどのように電気料金に影響が及ぶのかについての周知を徹底してください。 特に、期中調整を申請される事業者には、消費者に対してきちんと説明責任を果たしていただけるよう周知を徹底してください。加えて、審査内容、結果などについて、消費者に分かりやすく周知し、透明性のある制度としてください。 【意見２】 ・該当箇所 （６）一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針 ・意見内容 期中調整の申請にあたっては慎重を期した対応をお願いします。 ・理由 レベニューキャップ制度は、事業者に効率化を促すためのインセンティブの仕組みなどが取り入れられており、最大限の効率化への努力は忘れてはならない条件です。制度として認められる方向ではありますが、期中調整の申請にあたっては、慎重を期し、消費者に対してきちんと説明責任を果たしていただけるよう周知を徹底してください。 【意見３】 2 ・該当箇所 （1）一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案 ・意見内容 今回の措置に至った目的の一つが「工事施工会社等の賃金上昇の必要性」とあることに対応し、省令施行後に契約先の工事施工会社等の賃金が実際に上昇しているか、目的に合った費用の運用となっているかのフォローアップを徹底してください。 ・理由 今回の制度措置により見込まれる託送料金の追加負担を消費者が納得して受け入れるには、「工事施工会社等の賃金上昇の必要性やその理由」や賃金上昇の状況について可視化して伝えるなど、消費者への周知が重要です。	ご意見を踏まえ、適切に対応してまいります。

6	【電気事業会計規則取扱要領】 本改正により、使途を特定して借り入れた資金の金利を建設中利子に計上する場合は、その全額を当該資産の建設価額に算入できると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおり、今回の改正により、使途を限定した借入に係る利子については、全額を建設価額に算入することも可能である旨の解釈の明確化を図っております。
7	・今回のレベニューキャップ制度における物価等上昇の期中調整に向けた制度見直しは、TSOにとって物価等の上昇が制御不能であるがゆえに措置されたものと理解しており全面的に賛同する。 ・一方、制御不能という観点からは、TSOにとっては、需給調整市場からの調整力の調達コストについても同様と考えられるが、現時点では、調整力コストを5年に渡り期中調整できないルールになっている。制度設計監視専門会合の議論では、新規リソース提供事業者から、「調整力コストの変動を期中で反映できないことが、需給調整市場の募集量削減や上限価格の引下げの大きな動機になっており、このことが中長期的な調整力確保に悪影響を与えるのではないか」という指摘がされている。 ・調整力コストの変動が期中に反映できない点については、4月10日に開催された第74回料金制度専門会合で、送配電網協議会からも「調整力費用の変動も大きくなっている状況であり、これらの要因への対応の在り方についても今後議論してほしい」との要望が出されるなど、調整力の提供側、調達側の双方にとって大きな課題と認識しており、今後、料金制度専門会合における第2規制期間に向けた見直しの議論の中で論点化した上で検討を深めて頂きたい。	いただいたご意見については今後の制度設計の参考とさせていただきます。
8	【意見の要旨：インフラコストの『できない理由探し』を排し、海外の効率性を導入せよ】 海外基準の徹底導入と透明化： 送配電コストにおいて、日本は常に「独自の事情」や「慎重な検証」を理由に高コスト構造を維持している。海外の先行事例を「とりあえずやってみる」精神で迅速に取り入れ、不必要な中間コストや不透明な会計処理を即刻排除すべきである。 国民負担を前提とした『後出しジャンケン』の禁止： 「収入の見通し」の名の下に、安易に託送料金（国民の電気代）へコストを転嫁する姿勢は、インフラを人質に取った不誠実な商慣習である。できない理由を探す時間を、いかに国民負担をゼロに近づけるかという「攻めの経営」に充てるべきである。	いただいたご意見については今後の制度設計の参考とさせていただきます。
9	原子力発電所の新規建設費用について、電力事業者が経済産業大臣に事前相談をした上で電力広域的運営推進機関（OCCTO）に融資を申請し、経済産業省の認可があれば、電力事業者は電力広域的運営推進機関（OCCTO）から融資をうけられるという手法についてのパブリックコメントが記憶に新しいところです。 今回のパブリックコメントのタイトルにある「一般送配電事業者Γ託送供給」といったキーワードが共通するかと思います。資料内に出てきた「建設」「利子」なども原発新設を想起させ、気になるのですが、前述の経済産業省による資金調達スキームとの関係についてご説明願います。	今回のパブリックコメントの対象は、今特別国会に提出している「電気事業法の一部を改正する法律案」に盛り込まれている、大規模な電源整備に対する融資制度とは関係ありません。

10	「防衛特別法人税は、法律に基づき一律に課される、事業者の裁量によらない外生的な費用であることから、料金制度上の適切な取扱いを明確化する必要があります」とありました。 人件費も材料費も上がり続ける中、防衛特別法人税で事業者の首を絞めては、倒産・廃業する企業が増えるのではありませんか？他国から日本国を防衛する以前に、日本国から日本国民を防衛する必要があるように見えます。白紙撤回または導入延長を求めます。	今回の意見募集の対象ではありませんが、参考にさせていただきます。
11	「2023 年度から導入されたレベニューキャップ制度の第 1 規制期間においては、制度設計当時、規制期間中の物価等の上昇が顕在化していなかったことから、当該上昇を含む変動を考慮しない整理とされていました」とありますが、これはあんまりだと思います。物価が変動する事は想定して制度設計するのは定石たと思います。 その場合、便乗値上げのような水増しが起きても困るので、数字の根拠も示すように、あらかじめ予防線を張る必要があると思います。	いただいたご意見については今後の制度設計の参考とさせていただきます。